

誓 約 書

法務省大臣官房人事課長 殿

法務省において「霞が関インターンシップ」による実務実習を行うに当たり、
実習中知ることのできた秘密（国家公務員法第100条に定めるもの）につい
ては、実習期間中及び実習期間終了後においても、何人に対しても漏らさぬこ
とをここに誓約します。

平成 年 月 日

△△大学（大学院）

○ ○ ○ ○ 印
（インターンシップ参加者）

△△大学（大学院）＜総括責任者＞

○ ○ ○ ○ 印